

静岡県告示第150号

昭和46年環境庁告示第59号第1の2の②の規定による水域類型の環境基準を達成するために必要な期間（昭和47年静岡県告示第510号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日

静岡県知事 川勝平太

別表中	「	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	河川D	直ちに達成	」を
	「	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	河川B	直ちに達成	」に、
	「	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	河川B	3年	」を
	「	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	河川AA	直ちに達成	」に、
	「	丸子川	丸子川本流	河川C	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	」を
	「	丸子川	丸子川本流	河川A	直ちに達成	」に、
	「	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	河川C	直ちに達成	」を
	「	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	河川B	直ちに達成	」に、
	「	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	河川B	3年	」を
「	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	河川A	直ちに達成	」に改める。	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。